

豊田市地域活動支援センター事業委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

地域活動支援センター事業は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業として、障がいのある方等が、地域社会の一員として自立した生活を送ることを促進する事業である。

本事業は、障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らし続けるための「居場所」と「活動機会」を提供することを目的とする。

2 契約の概要

(1) 委託業務名

豊田市地域活動支援センター事業委託

(2) 委託業務の内容

委託業務の内容は別添「豊田市地域活動支援センター事業委託仕様書」のとおりとする。

3 業者の選定及び担当エリア

本プロポーザルにおいては、3業者を選定する。選定された各業者には、市域を区分した中部エリア・南部エリア・北部エリアのいずれかのエリアを担当エリアとして割り当てるものとし、1法人につき担当エリアは1つとする。

4 活動拠点

各業者は、前項により割り当てられた担当エリア内において、活動拠点を1か所設置し、当該エリアにおいて業務を実施するものとする。なお、各エリアの詳細については、別紙1のとおりとする。

5 提案限度額

各拠点 54,936,000 円（非課税）

年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支払内訳（上限）	18,312,000 円	18,312,000 円	18,312,000 円

※地域活動支援センターの運営は、社会福祉法第2条に規定される第二種社会福祉事業のため、消費税法別表第二第7号ロに該当し非課税

6 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
ただし、豊田市競争入札参加資格を有していない者については、次に掲げる書類を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

提出物	備考
履歴事項全部証明書	法務局で発行
納税証明書（国税）	税務署で発行。「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)
納税証明書（愛知県税）	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」「自動車税種

	別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）	証明の種類は「完納証明」

（注）豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出。

（注）上記書類は、申請日において発行日より3か月以内のものとする。

- （２）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （３）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （４）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （５）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （６）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- （７）公告日において、令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として、1件当たりの税込み金額500万円以上の障がいのある方を対象とした事業の履行実績を有する者であること。
- （８）本業務に従事する職員の配置は豊田市地域活動支援センター事業実施要綱（以下、「要綱」という）第6条第1項第2号に示すⅠ型に基づき、配置すること。
 - （ア）専門職とは精神保健福祉士のほか、社会福祉士、保健師、看護師をいう。
 - （イ）業務担当責任者は、施設長とし、公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者であること。

7 選考日程

（１）全体スケジュール

7月13日（月）	業者選定審査会による方式の決定
7月14日（火）	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
7月14日（火）	業務説明資料等の交付開始
7月27日（月）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
7月28日（火）	参加資格確認通知書の送付
8月4日（火）	質問の回答期限
8月12日（水）	提案書等の提出期限
8月19日（水）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
8月20日（木）	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
9月28日（月） 予定	業者選定審査会による業者の決定
10月7日（水） 予定	見積徴取
10月15日（木） 予定	契約締結

（２）ヒアリング

ア 日 時	令和8年8月19日（水） 午前9時～午後5時のうち指定する30分間
イ 場 所	豊田市役所 41会議室（東庁舎4階）

- ウ 備考
 - ・提出された企画書等に基づき1社30分（説明15分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。
 - ・プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- エ その他
 - ・出席者は、業務担当責任者等を含め3名以内とする。
 - ・説明は提出資料のみとし、模型・パネル・追加資料等の持込は認めない。

8 選考委員

委員長 保健部 副部長 寺田 剛
 委員 有識者 平澤 恵美（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授）
 委員 福祉部 よりそい支援課 課長 岡本 裕之
 委員 福祉部 障がい福祉課 課長 福岡 進太
 委員 保健部 保健支援課 課長 川合 洋子

9 提案書等の提出期限及び提出書類等

（1）参加表明に関する提出書類

- ア 提出期限 令和8年7月27日（月）午後1時
- イ 提出場所 豊田市役所 保健部 保健支援課（東庁舎4階）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- エ 提出部数 1部
- オ 提出書類
 - （ア）参加表明書
 - （イ）会社概要に関する資料（パンフレット等）
 - （ウ）参加資格要件を満たしていることを証明できる資料（契約書・仕様書・検査合格通知などの写し）
 - （エ）活動拠点の場所（別紙2）
 - （オ）業務担当責任者等の業務経験についての資料
業務担当責任者の経験年数、業務担当者の資格がわかるもの
 - （カ）人員確保及び配置体制についての資料

（2）提案書等の提出期限

- ア 提出期限 令和8年8月12日（水）午後1時
- イ 提出場所 豊田市役所 保健部 保健支援課（東庁舎4階）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- エ 提出書類
 - （ア）提案書（正本1部、副本7部（副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。））
A4サイズ（片面）10枚以内（見積書、積算内訳書及び業務実績等の内容を証明する契約書等の写しを除く。）に下記内容を記載。
 - a 企業の業務実績
会社概要（従業員数含む）、財政状況、令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として、1件当たりの税込み金額500万円以上の障がいのある方を対象とした事業の実績（業務名、発注者）
 - b 業務担当責任者等の業務経験
業務担当責任者の経験年数、業務担当者の資格がわかるもの
 - c 業務実施方針
 - d 業務の円滑な実施に向けた取組

- 業務内容の提案、従事者の知識・スキルの維持向上に向けた具体的な取組、サポート体制
- e 危機管理体制
 - 管理・連絡体制、災害・事故発生時等の対応マニュアル
- f 見積書及び積算内訳書

10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者としてエリアごとに選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（40点）
- (イ) 業務担当者等の業務経験（50点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（8点）
- (イ) 業務の円滑な実施に向けた取組（40点）
- (ウ) 危機管理体制（16点）
- (エ) 取組意欲（8点）

ウ 価格（最大50点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（90点））＋イ（業務実施計画（72点）×5人）＋ウ（価格（50点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点者が複数であった場合は、「業務の円滑な実施に向けた取組」の得点が高かった者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（230点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

11 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果(得点)及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

エリア別町名表

① 中部エリア

あ	か	さ	た	な	は	ま	やらわ
逢妻町	柿本町	栄町	太平町	中島町	白山町	前田町	山之手
秋葉町	金谷町	桜町	高崎町	錦町	八幡町	前山町	横山町
朝日ヶ丘	河合町	三軒町	高原町	西新町	花丘町	松ヶ枝町	竜宮町
朝日町	川端町	汐見町	竹生町	西町	東梅坪町	丸根町	若草町
今町	神田町	下市場町	田代町	西山町	久岡町	丸山町	若宮町
梅坪町	喜多町	下林町	田中町	日南町	日之出町	瑞穂町	
上拳母	京町	樹木町	田町		平芝町	宮上町	
上原町	久保町	昭和町	長興寺		平山町	宮口町	
栄生町	鴻ノ巣町	浄水町	司町		広久手町	宮前町	
大池町	小坂町	白浜町	月見町		広路町	宮町	
大清水町	小坂本町	新生町	貞宝町		深田町	美山町	
小川町	琴平町	陣中町	天王町		平和町	御幸町	
落合町	衣ヶ原	新町	渡合町		細谷町	室町	
	拳母町	神明町	東新町		本新町	明和町	
		水源町	常盤町		本地町	元城町	
		砂町	十塚町			元町	
		千足町	トヨタ町			元宮町	

② 南部エリア

あ	か	さ	た	な	は	ま	やらわ
畝部西町	和会町	幸町	大成町	中町	配津町	柘塚西町	竜神町
畝部東町	上郷町	清水町	渡刈町	西田町	広美町	柘塚東町	吉原町
永覚新町	寿町	住吉町	宝町	中根町	福受町	御幸本町	若林西町
永覚町	上丘町	聖心町	竹町	中田町	豊栄町	緑ヶ丘	若林東町
大林町	駒新町		竹元町	西岡町	広田町	前林町	八橋町
鴛鴨町	駒場町		土橋町		本町		
曙町			高丘新町		花園町		
生駒町			高岡町		本田町		
大島町			高岡本町				
			高美町				
			堤町				
			堤本町				

③ 北部エリア

あ	か	さ	た	な	は	ま	やらわ
池田町	川田町	千石町	高上	野見町	平井町	水間町	社町
市木町	京ヶ峰	渋谷町	高橋町	野見山町	扶桑町	美和町	矢並町
岩滝町	神池町	坂上町	寺部町	中垣内町	双美町	美里	山中町
上野町	桂野町	幸穂台	手呂町	長沢町	東山町	御立町	八草町
岩倉町	加茂川町	石楠町	百々町	鍋田町	広川町	森町	築平町
鵜ヶ瀬町	九久平町	志賀町	滝脇町	中金町	宝来町	松平志賀町	遊屋町
大内町	幸海町	篠原町	巴町	中切町	林添町	松平町	余平町
王滝町	古瀬間町	猿投町	豊松町	成合町	穂積町	舞木町	岩神町
泉町	貝津町	四郷町	田初町	野口町	東保見町	御船町	山谷町
五ヶ丘	加納町	下室町	高町	西市野々町	広幡町	松嶺町	山ノ中立町
大見町	亀首町	城見町	滝見町	西中山町	保見ヶ丘	御作町	四ツ松町
伊保町	上高町	三箇町	力石町	荷掛町	保見町	前洞町	連谷町
大畑町	勘八町	下川口町	千鳥町	西丹波町	本徳町	松名町	月原町
乙部ヶ丘	国附町	白川町	寺下町	西萩平町	東広瀬町	三ツ久保町	和合町
乙部町	小峯町	雑敷町	富田町	西細田町	藤沢町	宮代町	
井上町	上川口町	沢田町	田茂平町	中立町	芳友町	楨本町	
石野町	上渡合町	下仁木町	千洗町	永野町	迫町	万町町	
押沢町	木瀬町	李町	寺平町	西檜尾町	深見町	万根町	
小呂町	北一色町	川見町	東郷町	怒田沢町	藤岡飯野町	御内町	
石畳町	柏ヶ洞町	榊野町	百月町	野林町	北曽木町	御蔵町	
石飛町	鍛冶屋敷町	笹戸町	田津原町	則定町	日面町	実栗町	
大岩町	上仁木町	三分山町	坪崎町	梨野町	平岩町	室口町	
折平町	苅萱町	閑羅瀬町	時瀬町	野原町	平畑町		
市場町	川下町	島崎町	竜岡町	中当町	東萩平町		
岩下町	喜佐平町	下切町	田振町	夏焼町	冷田町		
永太郎町	北大野町	下中町	玉野町	野入町	東大島町		
大ヶ蔵連町	北篠平町	杉本町	近岡町	西広瀬町	東大見町		
大坂町	樽俣町	須渕町	葛沢町		東川端町		
大平町	加塩町	惣田町	葛町		東渡合町		
大洞町	上切町	沢ノ堂町	椿立町		東中山町		
乙ヶ林町	上中町	塩ノ沢町	栃ノ沢町		久木町		
小原大倉町	日下部町	下国谷町	栃本町		平沢町		
小原北町	小田町	下佐切町	戸中町		平折町		
小原田代町	小畑町	下平町	富岡町		二夕宮町		
小 原 町	国閑町	白倉町	田折町		細田町		
浅谷町	籠林町	新盛町	高野町		花沢町		
旭八幡町	上切山町	菅生町	立岩町		羽布町		
明賀町	上小田町	摺町	田平沢町		東大林町		
有間町	上佐切町	千田町	栃立町		平瀬町		
伊熊町	上脇町	下山田代町	富永町		武節町		
池島町	川面町	枝下町			花本町		
一色町	北小田町				平戸橋町		
市平町	霧山町						
牛地町	国谷町						
太田町	桑田和町						

大坪町	桑原田町						
押井町	五反田町						
小滝野町	小町						
小渡町	小手沢町						
伯母沢町	蕪木町						
安実京町	神殿町						
明川町	黒坂町						
足助白山町	小松野町						
足助町	川手町						
綾渡町	黒田町						
井ノ口町	桑原町						
岩谷町	御所貝津町						
有洞町	越戸町						
上八木町							
漆畑町							
大井町							
大河原町							
大蔵町							
大蔵連町							
大多賀町							
大塚町							
阿蔵町							
蘭町							
宇連野町							
大桑町							
大沼町							
稲武町							
大野瀬町							
押山町							
小田木町							
青木町							
荒井町							

活動拠点の場所

法人名：

以下のエリアに活動拠点を設置することを希望します。

エリア	希望度
中部エリア	
南部エリア	
北部エリア	

※活動拠点を設置するエリアについては、希望度の高い順に「1、2、3」と記入すること。ただし、活動拠点を設置することができないエリアについては記入しないこと。